

4 年 金 調 整 課

(1) 政府が管掌する国民年金事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

国民年金法では、国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として市町村が行うこととされており、これらの事務処理等に必要な費用は、国民年金等事務費交付金（以下、「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請に関する事務、精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績(平成 25 年度)

平成 24 年度の国民年金交付金について決算審査を行うとともに、管内の 21 市町村に対し決算実地審査を行い、適正であることを確認しました。

平成 25 年度国民年金交付金の概算交付申請に関して、各市町村の概算交付申請書を取り纏め厚生労働省に送付しました。各市町村には、厚生労働省から平成 25 年 6 月 28 日、9 月 30 日、12 月 20 日の 3 回に分けて国民年金交付金が概算交付されています。

また、平成 25 年度国民年金交付金の精算交付申請に関しては、各市町村から提出のあった平成 25 年度国民年金交付金の交付申請書を受理し、必要な審査を行ったうえ厚生労働省に送付しました。厚生労働大臣から各市町村長宛に平成 26 年 3 月 24 日付で国民年金交付金の決定が通知されています。

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
管内市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村

(2) 全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定による被保険者に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている、健康保険被保険者手帳の交付及び收受・その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下、「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

また、事務指定市町村が実施した健康保険被保険者手帳に関する業務等に必要な費用は、健康保険法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、健康保険法施行令に基づく事務指定市町村の指定及び取消の受付手続きを行うとともに、事務指定市町村における月ごとの事務取扱件数報告書の確認審査及びその取り纏め事務、年間の事務取扱件数に応じた健康保険事務指定市町村交付金の申請に関する事務を行っています。また、法定受託事務に関し事務指定市町村と連絡調整を行っています。

② 実績(平成25年度)

事務指定市町村の指定取消については、5市町村から提出のあった事務指定市町村取消申請書の内容を審査し、意見書を添付したうえで、厚生労働省へ送付しました。その結果、平成25年10月21日及び平成26年2月28日付で事務指定市町村の取消が決定されました。

・健康保険事務指定市町村の取消

平成25年10月21日付取消決定	1市町村
平成26年2月28日付取消決定	4市町村

また、管内の事務指定市町村から毎月提出される事務取扱件数報告書について、内容を確認したうえで、翌月25日までに厚生労働省へ送付しました。

3月には、管内の事務指定市町村から平成25年度健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書を受理し、必要な審査を行い取り纏めて厚生労働省へ送付しました。

各事務指定市町村には、厚生労働省より平成26年3月31日付で事務指定市町村交付金が支払われました。

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
管内の事務指定市町村数	39市町村	34市町村	29市町村

《参考》

健康保険法第3条第2項

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

- 1 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
- 2 任意継続被保険者であるとき。
- 3 その他特別な理由があるとき。

(3) 年金委員の委嘱・解嘱及び表彰に関する事務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業への国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として、日本年金機構法第30条に基づき厚生労働大臣が委嘱し、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っています。

「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状の交付等の事務を行うほか、年金委員の解嘱事務及び解嘱状の交付、年金委員証明書の交付事務、年金委員名簿の管理等を行っています。

また、日本年金機構から提出された「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」の確認・審査を行い、基準等を満たしていると認められる表彰候補者について、厚生労働大臣に提出しています。

② 実績（平成25年度）

平成25年度末現在において、職域型の年金委員は12,689名、地域型の年金委員は690名となっています。

また、平成25年度の年金委員功労者に対する厚生労働大臣表彰は近畿厚生局管内では8名の方が表彰されました。

・職域型年金委員数

府 県 名	委員数		
	(平成23年度末)	(平成24年度末)	(平成25年度末)
福 井 県	1,932名	1,908名	1,809名
滋 賀 県	1,343名	1,300名	1,269名
京 都 府	1,171名	1,163名	1,138名
大 阪 府	4,123名	4,083名	4,023名
兵 庫 県	2,472名	2,486名	2,471名
奈 良 県	936名	923名	880名
和 歌 山 県	1,175名	1,128名	1,099名
合 計	13,152名	12,991名	12,689名

・地域型年金委員数

府 県 名	委員数		
	(平成23年度末)	(平成24年度末)	(平成25年度末)
福 井 県	134名	63名	92名
滋 賀 県	417名	220名	219名
京 都 府	27名	15名	23名
大 阪 府	158名	86名	75名
兵 庫 県	106名	84名	101名
奈 良 県	57名	44名	44名
和 歌 山 県	215名	132名	136名
合 計	1,114名	644名	690名

・厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表彰者数
	(平成25年度)
福 井 県	0名
滋 賀 県	1名
京 都 府	0名
大 阪 府	3名
兵 庫 県	2名
奈 良 県	1名
和 歌 山 県	1名
合 計	8名

※ 厚生労働大臣表彰は平成 25 年度から実施されました。

(4) 学生納付特例事務法人の監督

① 概要

学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生が申請のしやすい環境を整備する目的で学生納付特例事務法人制度が設けられました。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等の委託を受けて学生納付特例の申請に関する事務ができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、改善命令及び指定取消等を行っています。

また、管内区域に所在地のある大学等に対して、学生納付特例事務法人制度の周知及び協力要請を行っています。

② 実績（平成25年度）

平成 25 年度には、指定申出書があった 5 法人に対して申出書等を確認し、学生納付特例事務法人の指定を行いました。

また、2 法人に対して指定取消し、1 法人に対して記載事項の変更を行いました。その他、専修学校を対象に、制度周知及び推進のための文書による勧奨を実施しました。

・ 学生納付特例事務法人の指定	5 法人
・ 学生納付特例事務法人の指定取消	2 法人
・ 学生納付特例事務法人の記載事項変更	1 法人
・ 勧奨の実施件数	177 校

	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末
管内の学生納付特例事務法人数	25 法人	24 法人	27 法人

平成 25 年度末の詳細は、資料編の 95 ページに『学生納付特例事務法人等一覧表』として掲載しています。

(5) 社会保険労務士の指導・監督

① 概要

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令に基づく事務処理について、専門的に職業として業務を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務、社会保険労務士となる資格及び欠格事由等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士の業務のうち社会保険に関する法令について、指導・監督等を行っています。

② 実績（平成25年度）

平成25年度には、管内の社会保険労務士による不正について、懲戒処分の相当案件として厚生労働省年金局へ1件の報告を行いました。

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
管内の社会保険労務士不正案件報告数	1件	1件	1件

(6) 政府が管掌する年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業を実施しており、その一環として平成25年度には各府県に地域年金事業運営調整会議を設置されました。この会議は、学識経験者及び関係団体の推薦する委員で構成され、地域年金展開事業に対する意見、助言を行うこと等を目的にしています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策推進近畿地方協議会が設立され、社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行っています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議のほか、国土交通省近畿地方整備局が開催している社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に積極的に参画しています。

③ 実績（平成25年度）

平成25年度は日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議への関係官公署等に対して、日本年金機構と共同して参画要請を行ったほか、同会議に委員を推薦し、会議において積極的な意見を述べました。

また、平成25年10月22日に開催された第2回社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に参画しました。

・参画要請を行った関係官公署等・・・56箇所

- ・ 地域年金事業運営調整会議

	平成 25 年度
地域年金事業運営調整会議参画回数	7 回

※ 地域年金事業運営調整会議は平成 25 年度から設置されました。

- ・ 社会保険未加入対策推進近畿協議会

	平成 24 年度	平成 25 年度
協議会開催日	平成 24 年 8 月 7 日	平成 25 年 10 月 22 日

※ 社会保険未加入対策推進近畿協議会は平成 24 年度に設立されました。